

各務原市 公園墓地 瞑想の森

がっそうしき

合葬式墓地 申込みのしおり



～目次～

■合葬式墓地の概要	1～2頁
■合葬式墓地使用の申込み	3～4頁
区分 A【焼骨所持】	5～6頁
区分 B【焼骨所持+申請者の生前予約】	7～8頁
区分 C【改葬(墓じまい)】	9～10頁
区分 D【生前登録】	11頁
区分 E【生前登録者が亡くなった時】	12頁
その他手続きご案内	13頁
■申込みにあたっての注意事項	14頁

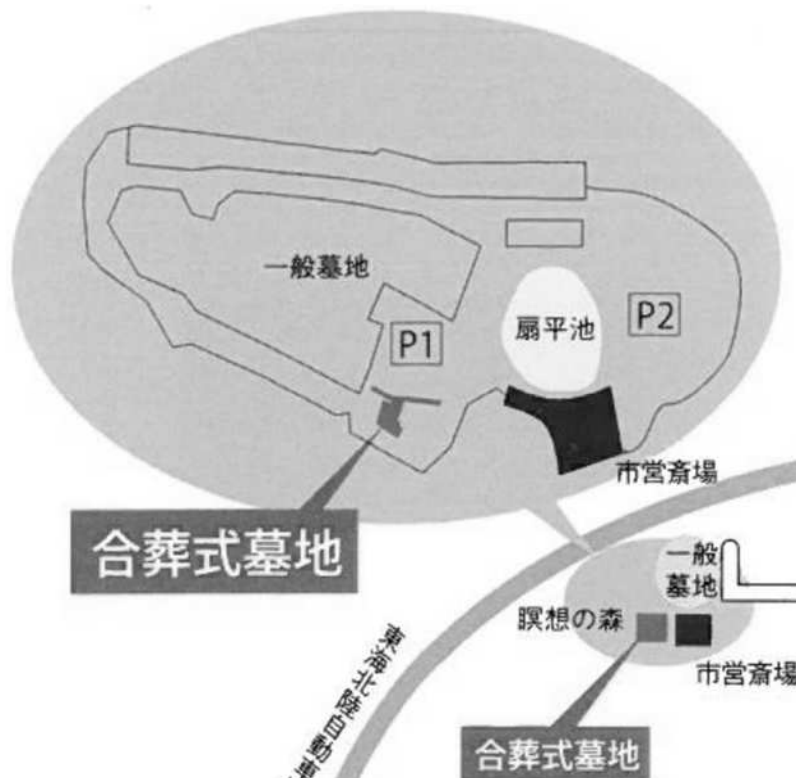
※手続きの際は最後までよく読んでお申込みください

各務原市役所 環境政策課(本庁舎2階)
電話 058-383-4231(環境衛生係直通)

■合葬式墓地の概要

【名称と所在地】

名 称	公園墓地 瞑想の森 合葬式墓地
所 在 地	各務原市那加扇平2番地3



【収容区画数】

納 骨 室	3,500 区画
合 葬 室	7,000 体

【合葬式墓地の特色】

- 一つの大きなお墓に多くの焼骨を共同で納骨する形態のお墓です。
- 墓守の心配はありません。
- 墓碑等の費用は必要ありません。
- 宗旨、宗派は問いません。
- 市では法要や慰霊式などは行いません。

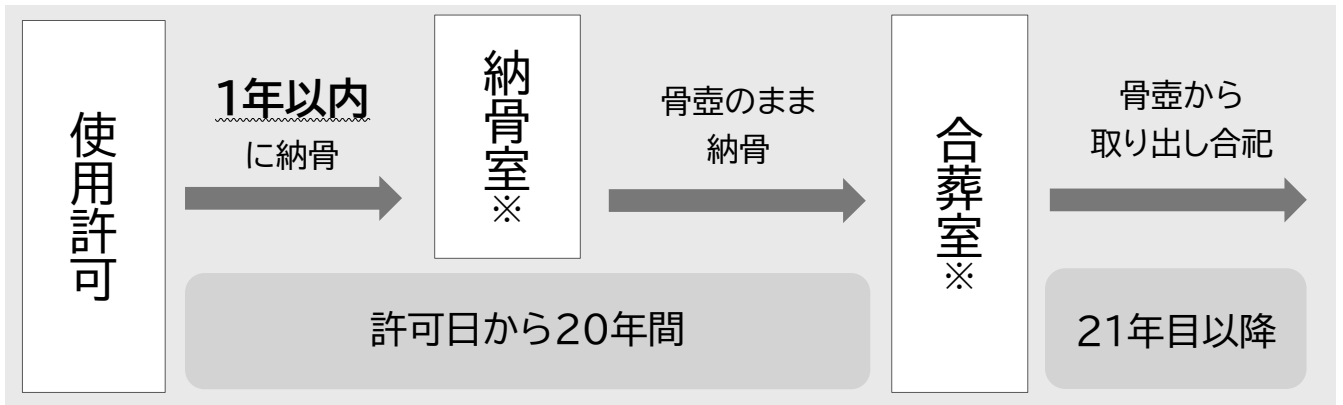
【使用料】

合葬式墓地の使用許可が内定した方は、合葬式墓地使用料の納付(一回限り)が必要となります。使用許可とは、許可を受けた合葬式墓地区画の使用権を取得するものであり、当該施設の所有権を取得するものではありません。この使用権は他者に転売・譲渡できません。

合葬式墓地使用料	80,000円/1区画
----------	-------------

【納骨方法】

- 焼骨は、使用許可日から20年間は骨壺に入れた状態で納骨室に納骨し、21年目からは骨壺から取り出して他の焼骨と一緒に合葬室へ合祀します。
- 合祀された焼骨は改葬、返還することはできません。
- 納骨室、合葬室への立ち入りはできません。焼骨を納骨する際は、管理事務所で職員が焼骨の入った骨壺をお預かりし、納骨室へ納骨します。
- 納骨室へ納骨できる骨壺は4寸壺(幅及び奥行約14.5cm高さ約17cm)以下です。
- 納骨スペース1区画あたり骨壺1個を納めます。
- 焼骨は使用許可が出た日から1年以内に納骨しなければなりません。
- 納骨室に納骨された骨壺に追加で焼骨を納骨することはできません。
- 所持している複数の焼骨を1つの骨壺にまとめて1区画に納骨することもできます。骨壺に収まりきれない焼骨は、合葬室に追加の使用料なく納骨(合祀)できます。



※納骨室、合葬室への立ち入りはできません。

【参拝方法】

- 礼拝広場での参拝となります。
- 納骨式、年忌法要等は他の方の迷惑にならないようご配慮ください。
- 礼拝広場では線香と献花は可能ですが、ろうソクの使用は禁止です。
- お供え等はお持ち帰りください。



■合葬式墓地使用の申込み

【申込区分】

❗ 焼骨をお持ちでないと申込みはできません。

区分	区分名	申込例	頁
A	焼 骨 所 持	持っている焼骨を合葬式墓地に納骨したい	5~6
B	焼 骨 所 持 + 申 請 者 の 生 前 予 約	持っている焼骨と隣同士で自分も合葬式墓地を利用したい	7~8
C	お 墓 か ら の 改 葬 (墓 じ ま い)	墓じまいをして、焼骨を合葬式墓地に納骨したい	9~10

【申込資格】

申請者は以下の(1)~(4)の要件すべてを満たす必要があります。
なお、分骨による申込みはできません。

(1) 申込者が祭祀を主宰する者であること。

(2) 申込者が親族の納骨すべき焼骨を所持していること。

(3) 申込者が申込時、以下の①または②のいずれか1つを満たしていること。
ただし、区分 B は①を満たしていること。

① 各務原市に1年以上継続して住民登録がある方であること。

※申請のオンライン化に伴い、住民票の写しの提出に代わり、市が申込者の住民登録を直接閲覧することにより、申請要件の確認をさせていただく場合があります。

② 各務原市にゆかりのあった方の焼骨を所持していること。

○各務原市に1年以上継続して居住していた方

○各務原市に1年以上継続して本籍があった方

(戸籍謄本または住民票除票などで確認ができる場合に限る)

(4) 申込者が各務原市営墓地(一般墓地)の使用許可を受けていない*こと。

※一般墓地を使用している場合、申込み前に使用している区画の返還が必要となります。

【生前登録】

区分	区分名	申込例	頁
D	生前登録	焼骨を持っていないが、将来、合葬式墓地を利用したい	11

- 焼骨をお持ちでない方は生前に区画を予約(確保)することはできません。
- 亡くなった後、合葬式墓地の使用を希望される方は生前登録ができます。
- 生前登録ができる方は、申込時に各務原市に1年以上継続して居住している方が対象となります。
- 申込者が各務原市営墓地(一般墓地)の使用許可を受けていない*こと。
※一般墓地を使用している場合、申込む前に使用している区画の返還が必要となります。

【生前登録者の焼骨所持者の方】

区分	区分名	申込例	頁
E	生前登録者が亡くなった時	生前登録者の焼骨を合葬式墓地に納骨したい	12

- 生前登録者の方が亡くなった後、生前登録者の焼骨を納骨するために必要な手続きになります。
- 生前登録証の祭祀主宰予定者と合葬式墓地使用申請者が同一の場合に申込ができます。

【各区分の申込み】

申込みは環境政策課窓口(土日祝日を除く 8:30~17:15)またはオンラインにて受付けています。

窓口で申請する際は、申請者ご本人が申請書と必要書類を提出してください。
オンライン申請の際も同様に、申請者ご本人が申請してください。

なお、申請者ご本人の体が不自由であるなどのやむを得ない理由により手続きが困難な場合は、代理人による申込みを受付けます。(委任状が必要となりますので事前にご相談ください。)

区分 A 【焼骨所持】

① 使用許可申込み

- 合葬式墓地使用許可申請書に必要書類を添えて、お申込みください。

② 使用料の納付・ 使用許可証の受領

- 使用料を納期限までに納付してください。
 - ・市より納入通知書が郵送
 - ・未納の場合、申込みは無効
- 納付確認後、「合葬式墓地使用許可証」を交付します。

③ 納骨日の予約

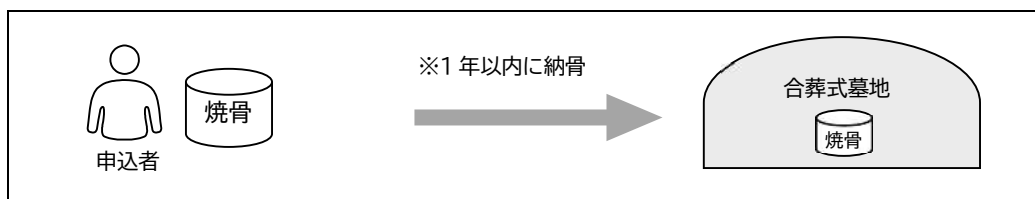
- 納骨可能日時を事前に確認し、2次元コードまたは電話、窓口で納骨日時を予約してください。
- 許可日から1年以内に納骨してください。

④ 焼骨の納骨

- 予約日時に骨壺などの必要なものを持参し、合葬式墓地までお越しください。
- 使用許可日から21年目に職員により合葬室に合祀します。
 - ・合葬室への移動時、連絡は致しません

○納骨イメージ

！焼骨をお持ちでないと申込みはできません。



【必要書類など】

1. 使用許可申込み

※申込者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など官公署発行の証明書)をご準備ください

- ①合葬式墓地使用許可申請書(様式第13号)
- ②戸(除)籍謄本(3ヶ月以内に取得したもの)※コピー可
・申込者と納骨される方(焼骨)との続柄がわかるもの。

※死体埋火葬許可証で申込者と納骨される方との続柄が確認できる場合は省略可。(確認できない方の分だけ戸籍謄本をご用意ください)

- ③「死体埋火葬許可証」の原本

- ④その他

(例)申込者が市外の方の場合、納骨される方(焼骨)が市内に1年以上継続して居住または本籍を有していたことを証する「住民票除票」や「戸(除)籍謄本」、「戸(除)籍の附票」などが必要となります。※コピー可

2. 焼骨の納骨

- ①合葬式墓地使用許可証(様式第14号)の原本
- ②納骨する骨壺
- ③受領証

👉 注意！！

※所持している複数の焼骨を1つの骨壺にまとめて1区画に納骨することもできます。骨壺に収まりきらない焼骨は、合葬室(納骨室ではありませんので返還不可)に追加の使用料なく納骨(合祀)できます。

区分B 【焼骨所持+申請者の生前予約】

① 使用許可申込み

- 合葬式墓地使用許可申請書に必要書類を添えて、お申込みください。

② 使用料の納付・ 使用許可証の受領

- 使用料を納期限までに納付してください。
 - ・市より納入通知書が郵送
 - ・未納の場合、申込みは無効
 - ・生前予約の区画使用料も同時に納付
- 納付確認後、「合葬式墓地使用許可証」を交付します。

③ 納骨日の予約

- 納骨可能日時を事前に確認し、2次元コードまたは電話、窓口で納骨日時を予約してください。
- 許可日から1年以内に納骨してください。

④ 焼骨の納骨

- 予約日時に骨壺などの必要なものを持参し、合葬式墓地までお越しください。
- 使用許可日から21年目に職員により合葬室に合祀します。
 - ・合葬室への移動時、連絡は致しません

生前予約者の死亡後

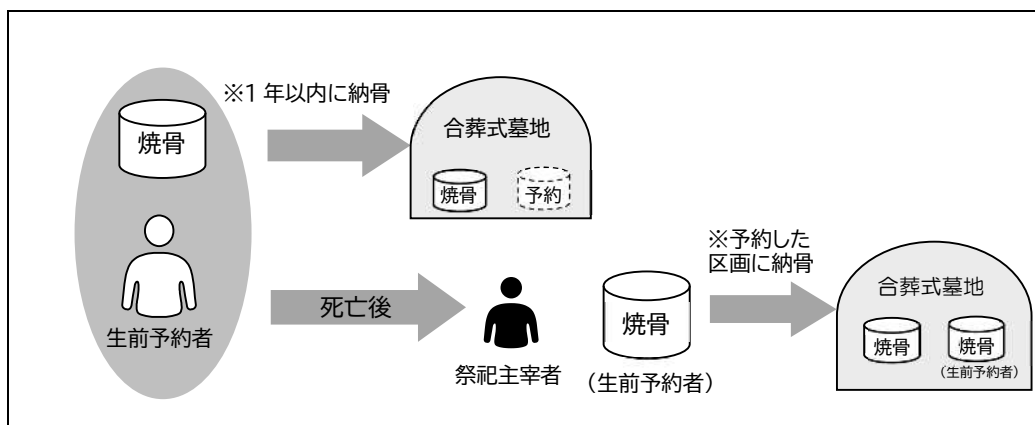
祭祀主宰予定者が 手続きを行う

生前予約者から指定された祭祀主宰予定者の方が必要書類を提出後、
③納骨日の予約⇒④焼骨の納骨を行います。

！ 市外の方は申込みができません。

○納骨イメージ

！ 焼骨をお持ちでないと申込みができません。



【必要書類など】

1. 使用許可申込み

※申込者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など官公署発行の証明書)をご準備ください

- ①合葬式墓地使用許可申請書(様式第13号)
 - ・親族(祭祀主宰予定者)2名の本人の自筆による記入が必要です。
オンラインの場合も、専用用紙に自筆で記入したものを郵送してください。
- ②戸(除)籍謄本 (3ヶ月以内に取得したもの)※コピー可
 - ・申込者と納骨される方(焼骨)との続柄がわかるもの。
※死体埋火葬許可証で申込者と納骨される方との続柄が確認できる場合は省略可。(確認できない方の分だけ戸籍謄本をご用意ください)
- ③「死体埋火葬許可証」の原本

2. 焼骨の納骨

- ①合葬式墓地使用許可証(様式第14号)の原本
- ②納骨する骨壺
- ③受領証

👉 注意！！

- ※申込者(生前予約者)が亡くなった後の手続きをしていただく親族の方(祭祀主宰予定者)を2名指定する必要があります。
- ※申込者(生前予約者)の納骨室使用期間は、使用許可の日から20年までとなります。
- ※申込者(生前予約者)は、申込時に各務原市に1年以上継続して住民登録がある必要があります。

区分 C 【お墓からの改葬※・墓じまい】

※改葬・・・現在使用中の墓地から他の墓地へ焼骨を移動すること。

① 改葬(墓じまい)・ 使用墓地返還

- 各務原市営墓地(一般墓地)を使用の方は、事前に改葬、返還等の手続きをします。市営墓地以外の墓地を使用の方は、改葬許可申請や埋蔵証明書の交付等について、墓地のある市(区町村)役所にご相談ください。

② 使用許可申込み

- 合葬式墓地使用許可申請書に必要書類を添えて、お申込みください。

③ 使用料の納付・ 使用許可証の受領

- 使用料を納期限までに納付してください。
 - ・市より納入通知書が郵送
 - ・未納の場合、申込みは無効
- 納付確認後、「合葬式墓地使用許可証」を交付します。

各務原市営墓地(一般墓地)以外の墓地(寺院など)を使用の方は、墓地のある市町村から「改葬許可証」を発行していただき、各務原市への提出が必要です。

④ 納骨日の予約

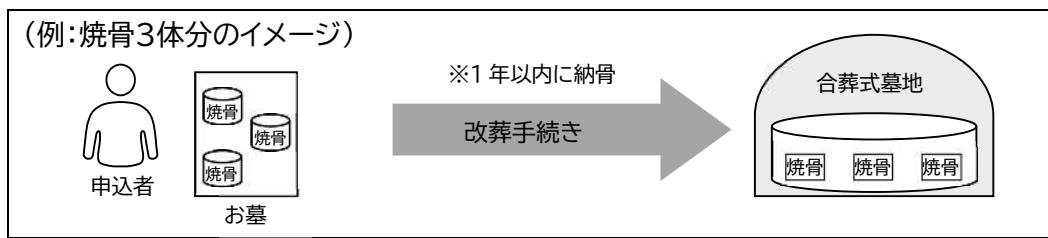
- 納骨可能日時を事前に確認し、2次元コードまたは電話、窓口で納骨日時を予約してください。
(申請時に必要書類を提出済の場合は来庁不要)
- 許可日から1年以内に納骨してください。

⑤ 焼骨の納骨

- 予約日時に骨壺などの必要なものを持参し、合葬式墓地までお越しください。
- 使用許可日から21年目に職員により合葬室に合祀します。
 - ・合葬室への移動時、連絡は致しません

○納骨イメージ

❗ 焼骨をお持ちでないと申込みができません。



【必要書類など】

1. 使用許可申込み

※申込者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など官公署発行の証明書)をご準備ください

- ①合葬式墓地使用許可申請書(様式第13号)
- ②戸(除)籍謄本 (3ヶ月以内に取得したもの)※コピー可
・申込者と納骨される方(焼骨)との続柄がわかるもの。

<申込者が市外の方の場合>

- ③納骨される方(焼骨)が市内に1年以上継続して居住又は本籍を有していたことを証する「住民票除票」や「戸(除)籍謄本」、「戸(除)籍の附票」などが必要となります。※コピー可

<各務原市内の墓地(各務原市営墓地(一般墓地)を含む)を使用の方>

- ④「改葬許可証」の原本または改葬許可申請書

<各務原市外の墓地を使用の方>

- ④「改葬許可証」の原本又は現状、改葬許可証が発行できない場合は「埋蔵証明書 又は 収蔵証明書※コピー可」

※改葬先墓地の受入証明がないと「改葬許可証」を発行できない市区町村があるため、その場合は「埋蔵証明書 又は 収蔵証明書」をご用意ください。

2. 焼骨の納骨

- ①合葬式墓地使用許可証(様式第14号)の原本
- ②納骨する骨壺
- ③受領証

👉 注意！！

- ※墓地に納骨していた複数の焼骨を1つの骨壺にまとめて1区画に納骨できます。骨壺に収まりきらない焼骨は、合葬室(納骨室ではありませんので返還不可)に追加の使用料なく納骨(合祀)できます。
- ※個人の焼骨毎に骨壺を用意し、区画を複数利用することもできますが、その際は、使用した区画分の使用料になります。

区分 D 【生前登録】

- 焼骨をお持ちでない方は生前に区画を予約(確保)することはできません。
- 亡くなった後、合葬式墓地の使用を希望される方は生前登録ができます。
- 生前登録ができる方は、申込時に各務原市に1年以上継続して住民登録がある方が対象となります。
- 登録は**無料**です。使用料は使用許可申込み後に納付します。
- 有効期限は合葬式墓地の使用許可に係る申請受付の終了日までとなります。
- 申込者(生前登録者)死亡後の手続きをしていただける親族の方(祭祀主宰予定者)を2名指定する必要があります。
- 申込者が各務原市営墓地(一般墓地)の使用許可を受けていない※こと。
※一般墓地を使用している場合、申込み前に使用している区画の返還が必要となります。

○登録イメージ



① 登録申込み

- 合葬式墓地生前登録申請書に必要書類を添えてお申込みください。

② 登録証の発行

- 合葬式墓地生前登録証を郵送します。

生前登録者の死亡後

祭祀主宰予定者が 手続きを行う

- 生前登録者から指定された祭祀主宰予定者の方が、合葬式墓地使用許可申請手続き(区分 E)を行います。(合葬式墓地生前登録証の添付必要)

【必要書類】

※申込者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など官公署発行の証明書)をご準備ください

- ①合葬式墓地生前登録申請書(様式第15号)
 - ・親族(祭祀主宰予定者)2名の本人の自筆による記入が必要です。
オンラインの場合も申請書に記入したものを郵送してください。

区分 E 【生前登録者が亡くなった時】

① 使用許可申込み

- 合葬式墓地使用許可申請書に必要書類を添えて、お申込みください。

② 使用料の納付・ 使用許可証の受領

- 使用料を納期限までに納付してください。
・市より納入通知書が郵送 ・未納の場合、申込みは無効
- 納付確認後、「合葬式墓地使用許可証」を交付します。

③ 納骨日の予約

- 納骨可能日時を事前に確認し、2次元コードまたは電話、窓口で納骨日時を予約してください。

④ 焼骨の納骨

- 予約日時に骨壺などの必要なものを持参し、合葬式墓地までお越しください。
- 使用許可日から21年目に職員により合葬室に合祀します。
・合葬室への移動時、連絡は致しません

【必要書類など】

1. 使用許可申込み

※申込者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など官公署発行の証明書)をご準備ください

- ①合葬式墓地使用許可申請書(様式第13号)
- ②合葬式墓地生前登録証(様式第16号)の原本
・登録証を紛失した場合は再交付申請が必要です。
- ③申請者の本人確認書類の写し
(マイナンバーカード、運転免許証、住民票など官公署発行の証明書)
・生前登録証の祭祀主宰予定者と申請者が同一であることが確認できるもの
- ④「死体埋火葬許可証」の原本
<祭祀主宰予定者の住所が変更している場合>
- ⑤以前の住所が確認できる書類
(例)前住所記載の運転免許証、住民票、戸籍の附票等の写し

2. 焼骨の納骨

- ① 合葬式墓地使用許可証(様式第14号)の原本
- ② 納骨する骨壺
- ③ 受領証

👉 注意！！

※申込者(祭祀主宰者)が生前登録証に記載の祭祀主宰予定者と異なる場合、区分 E での申請受付ができません。区分 A での申請をご検討ください。

【その他手続きご案内】

区分 B(焼骨所持+申請者の生前予約)で合葬式墓地に使用許可を受けた方(生前予約者)、区分 D(生前登録者)の方に関して、引越し等により住所が変わったなど申請内容に変更があった場合には手続きが必要です。詳しくは環境政策課へ問い合わせください。

<区分 B 生前予約者に関する各申請の必要書類一覧>

1 生前予約者が死亡したとき

- ①納骨届(様式第7号)
- ②合葬式墓地使用許可証(様式第14号)
 - ・許可証を紛失した場合は合わせて再交付申請を行ってください。
- ③「死体埋火葬許可証」の原本

2 生前予約者の住所・氏名が変更されたとき

- ①市営墓地住所・氏名変更届出書(様式第4号)
- ②合葬式墓地使用許可証(様式第14号)
 - ・許可証を紛失した場合は紛失届
- ③生前予約者の本人確認書類の写し
(マイナンバーカード、運転免許証、住民票など官公署発行の証明書)

3 合葬式墓地使用許可証を紛失したとき

- ①市営墓地使用許可証再交付申請書

<区分 D 生前登録者に関する各申請の必要書類一覧>

1 生前登録者の住所等が変更されたとき

- ①合葬式墓地生前登録変更届(様式第17号)
 - ②合葬式墓地生前登録証の原本
 - ・登録証を紛失した場合は紛失届
 - ③その他
 - 市外住所への変更の場合:新住所に異動したことのわかる公的書類※の写し
 - 氏名変更の場合:氏名が変更されたことが分かる公的書類※の写し
- ※公的書類の例:マイナンバーカード、運転免許証、住民票、戸籍謄本など

2 祭祀主宰予定者の住所等(祭祀主宰予定者変更も含む)が変更されたとき

- ①合葬式墓地生前登録変更届(様式第17号)
- ②合葬式墓地生前登録証
 - ・登録証を紛失した場合は紛失届

3 生前登録を取り消すとき

- ①合葬式墓地生前登録廃止届出書(様式第18号)
- ②合葬式墓地生前登録証の原本
 - ・登録証を紛失した場合は紛失届

4 合葬式墓地生前登録証を紛失したとき

- ①合葬式墓地生前登録証再交付申請書

■申込みにあたっての注意事項

1. 申込みは、環境政策課窓口もしくはオンラインの専用フォームから行ってください。
2. 申込みにあたっては、親族間で十分に話し合いを行ってください。
3. 使用料の納付は一括です。期限内に納付されない場合は不許可となります。
4. 使用者は、使用許可を受けた合葬式墓地の使用権を他者に転売及び譲渡はできません。
5. 区分 B(焼骨所持+申請者の生前予約)で合葬式墓地に使用許可を受けた方は、その死亡後において、その焼骨が合葬式墓地に納骨されるようあらかじめ必要な措置を講じてください。
6. 納骨室には使用許可の対象となった焼骨を納めた骨壺以外のものは納骨できません。
7. 1名分の焼骨を複数の骨壺に分けて複数の区画に納骨することはできません。
8. 墓地に納骨していた複数の焼骨を1つの骨壺にまとめて1区画に納骨できます。骨壺に収まりきらない焼骨は、合葬室に追加の使用料なく納骨(合祀)できます。
9. 焼骨の納骨位置については、市で決定します。(安全に配慮し、下段から順に納骨させていただきます。)
10. 納骨室に納骨された骨壺に追加で焼骨を納骨することはできません。
11. 納骨室使用中の骨壺は、返還以外は室外へお出しすることはできません。
12. 焼骨は許可を受けた日から20年間は納骨室に骨壺のまま納骨し、21年目以降は骨壺から取り出し、他の焼骨と一緒に合葬室に合祀します。合葬室に合祀された焼骨は返還できません。
13. 納骨室、合葬室への立ち入りはできません。
14. 既に納めた使用料は還付しません。ただし区画の使用前(納骨前)で、生前予約者の区画は5年以内、生前予約者以外の区画は1年以内に返還を申し出たときは、既納の使用料の2分の1の額を還付します。
15. 納骨室から合葬室へ合祀した後の骨壺は市で処分いたします。その際、市から使用者に連絡はいたしません。
16. 合葬式墓地生前登録証の記載事項(登録者の住所等)に変更が生じた場合は、速やかに必要書類を添えて、登録証の再交付を受けてください。
17. 区分 B(焼骨所持+申請者の生前予約)で合葬式墓地に使用許可を受けた方で、合葬式墓地使用許可証の記載事項(使用者の住所等)に変更が生じた場合は、速やかに必要書類を添えて、使用許可証の再交付を受けてください。
18. 使用許可を受けた申込者が納骨前に死亡するなど納骨等の手続きができなくなった場合は、別途ご相談ください。
19. 参拝は常時可能ですが、他の方の支障となるような長時間の参拝、礼拝広場を占用しての参拝等をご遠慮ください。
20. その他各務原市営墓地条例及び各務原市営墓地条例施行規則を遵守してください。
21. 上記の他、各務原市営墓地条例及び各務原市営墓地条例施行規則を遵守せず、市の指示に従わない場合は合葬式墓地の使用許可を取り消します。



【所在地】

各務原市那加扇平2番地3

【問合せ先】

〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地
 各務原市役所 環境政策課(本庁舎2階)
 電話 058-383-4231(環境衛生係直通)



発行:令和7年10月